

岐阜県青少年健全育成条例 のあらまし

※青少年とは、18歳未満の者をいいます。

深夜の外出制限(第28条、第29条)

※深夜とは、午後10時から翌日の午前4時の時間です。

- 保護者は、自ら同伴したり、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないようにしなければなりません。
- 何人も、正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したりしてはいけません。
【違反すると30万円以下の罰金】



深夜の入場制限(第30条)

- ゲームセンター、ビリヤード、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ、ビデオレンタルルームの営業者は、保護者同伴の場合を除き、深夜に青少年を入場させてはいけません。【違反すると20万円以下の罰金又は料料】

※ただし、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(風適法)第2条に規定する風俗営業等に該当する営業を行う施設には適用されません。(風適法の規制が適用されます。)

- 深夜入場制限施設の営業者は、入場者の見やすいところに、深夜は青少年の入場を禁止する旨の表示をしなければなりません。【違反すると料料】

《掲示例》
岐阜県青少年健全育成条例の規定により、
夜(午後十時から翌日八時)までの間、
未成年の方の入場は、
保護者同伴の場合を除きお断りいたします。
縦40cm×横20cm以上
(横書きでも可)

質受け、古物買受け等の制限(第20条、第21条、第22条、第22条の2)

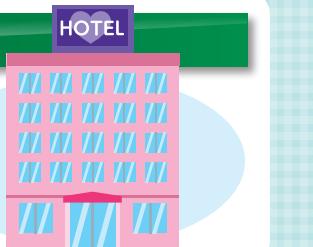
- 質屋は、青少年から物品を質にとって金銭を貸し付けてはいけません。
- 古物商は、青少年から古物を買い受けたり、売却の委託を受けてはいけません。
- 貸付業者は、青少年に金銭を貸し付けたり、金銭の貸借の媒介をしてはいけません。
- 使用済金属類取引業者は、青少年から使用済金属を買い受けたり、売却の委託を受けてはいけません。
【これらに違反すると10万円以下の罰金又は料料】



みだらな性行為、わいせつ行為の禁止(第23条)

- 何人も、青少年に対して、みだらな性行為やわいせつ行為をしたり、
そのような行為を教えたり、見せたりしてはいけません。
【違反すると2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

※青少年であることを知らなかったことを理由に、罪を免れることはできません。



児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止(第23条の2)

- 何人も、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。
【違反した以下の者は30万円以下の罰金】
 - ・拒まれたにもかかわらず提供を求めた者
 - ・威迫したり欺いたり、対価を与える等して提供を求めた者



使用済み下着の買受等の禁止(第27条)

- 何人も、青少年から使用済み下着を買ったり、売却の依頼を受けたり、売却の相手方を紹介してはいけません。また、この行為が行われることを知って、その場所を提供してはいけません。
【違反すると30万円以下の罰金】



入れ墨の禁止(第24条)

- 何人も、青少年に対して、入れ墨をしたり、
入れ墨をするよう勧めたりしてはいけません。
【違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】



有害行為のための場所提供等の禁止(第25条)

- 何人も、青少年が次のような行為を行なうことを知りながら場所を提供したり、
とりもつたりしてはいけません。
 - ・みだらな性行為及びわいせつな行為
 - ・入れ墨をする行為
 - ・シンナー、接着剤等の不健全な使用



青少年への勧誘行為の禁止(第26条)

- 何人も、青少年に対して、次の行為を行なってはいけません。
 - ・接待飲食等営業の接待業務に従事するように勧誘すること。
 - ・接待飲食等営業の客となるように勧誘すること。
 - ・性風俗関連特殊営業客に接する業務に従事するよう勧誘すること



立入調査(第45条)

- 条例の周知及び順守の徹底を図るとともに、営業者の自主規制を一層促進するため、県が指定した立入調査員等による立入調査を実施しています。
- 立入調査員は、興行場、図書類等取扱業者、刃物等販売業者、有害役務提供営業者、携帯電話販売業者など、条例の規制対象となっている営業所等に立ち入り、調査したり、関係者に質問することができます。

〈条例の詳細については、次の窓口へお問い合わせください。〉 (地域別の担当窓口)

地 域	名 称	担 当 窓 口	電 話	所 管 区 域
県下全域 岐阜地域	岐 阜 県 庁	私学振興・青少年課	058-272-1111(代)	県下全域(主に岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡)
西濃地域	西 濃 総 合 庁 舎	西濃県事務所・振興防災課	0584-73-1111(代)	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡
揖 斐 郡	揖 斐 総 合 庁 舎	揖斐県事務所・振興防災課	0585-23-1111(代)	揖斐郡
中 濃 地 域	中 濃 総 合 庁 舎	中濃県事務所・振興防災課	0575-33-4011(代)	関市、美濃市、郡上市
可 茂 地 域	可 茂 総 合 庁 舎	可茂県事務所・振興防災課	0574-25-3111(代)	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東 濃 地 域	東 濃 西 部 総 合 庁 舎	東濃県事務所・振興防災課	0572-23-1111(代)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵 那 地 域	恵 那 総 合 庁 舎	恵那県事務所・振興防災課	0573-26-1111(代)	中津川市、恵那市
飛 駆 地 域	飛 駆 総 合 庁 舎	飛驒県事務所・振興防災課	0577-33-1111(代)	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

条例は、ホームページでもご覧いただけます。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56705.html>

岐阜県環境生活部 私学振興・青少年課

〒500-8570 岐阜市敷田南2-1-1 岐阜県庁内
TEL 058-272-1111(内線3038)

条例の目的(第1条)

この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

基本理念(第3条)

青少年の健全な育成は、青少年が社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標を持って心身ともに健やかに成長するよう、家庭、学校、地域社会等の構成員の役割及び責任についての自覚とこれに基づく連携の下に行われなければなりません。



県民の責務

家 庭

青少年が心身ともに健やかに成長するよう、愛情と理解をもって青少年の育成に努めなければなりません。

地 域 社 会

青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命と役割を自覚させるよう努めなければなりません。

学 校・職 場

地域住民と連携して青少年の健全育成に努めなければなりません。

有害興行の指定及び観覧の制限(第10条)

- 青少年に好ましくない映画、演劇、演芸及び見せ物は、有害興行として指定されます。
- 指定された有害興行は青少年に見せることはできません。
【違反すると20万円以下の罰金又は科料】
- 有害興行を上映等する場合は、見やすい場所に青少年の観覧禁止の表示をしなければなりません。
【違反すると科料】

有害図書類等の指定及び販売等の制限(第11条、第12条、第16条)

- 知事は、著しく性的感情を刺激するおそれがあるなど指定基準に該当する図書類(書籍、雑誌、DVD等)を有害図書類として指定することができます。(個別指定)
また、包括指定の基準に該当する図書類は、知事が個別に指定しなくても有害図書類となります。(包括指定)
- 何人も、有害指定された図書類等を青少年に見せ、聞かせ、読ませ、又は使用させてはいけません。
- 図書類等を取り扱う業者は、有害指定された図書類等を青少年に販売、配布、閲覧等させてはいけません。
【違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】
- 有害指定された図書類等を自動販売機等に収納することはできません。
【違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

個別指定の基準 ※個別に審査します。

- ①著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもので、規則等で定める基準に該当するもの
- ②著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもので、規則等で定める基準に該当するもの
- ③著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもので、規則等で定める基準に該当するもの

包括指定の基準 ※個別に審査することなく、一定基準を満たすものを指定します。

- 【書籍・雑誌等】**
特に卑わいな姿態若しくは性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、知事が指定した内容を掲載した紙面のページ数が10ページ以上又は表紙を含めた全体の10分の1以上あるもの
- 【ビデオ、DVD等】**
特に卑わいな姿態又は性行為等を描写した場面で、知事が指定した内容が、動画で合わせて3分を超える又は、場面数が10以上若しくは全体の10分の1以上あるもの
- 【表紙・包装箱等】**
特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、知事が指定した内容を掲載するもの
- 【有害がん具】**
○使用済み下着である旨の表示をして、包装箱等に収納されているもの(これと誤認させる表現又は形態を用いるもの)を含む)
- 専ら性交又はこれに類する性行為の為に使う物品であり、次のいずれかの形状、構造、機能を有するもの
 - ・性器の形状又はこれに著しく類似するもの
 - ・性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
 - ・全裸又は半裸の人形

業者の自主規制(第9条)

興行(映画、演劇等)を主催する者、図書類(書籍、雑誌、DVD等)を取り扱う者など、この条例の規制の対象となっている業者は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければなりません。

有害図書類等の陳列方法の制限(第13条)

- 有害図書類は、他の図書類と区分して、定められた方法で陳列しなければなりません。
【違反すると県から改善勧告・改善命令を受けることがあります。改善命令に従わない場合には20万円以下の罰金又は科料】
- 有害図書類の陳列方法は、以下の3つの条件をすべて満たす必要があります。

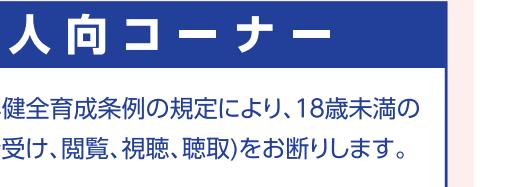
条件1

- 店内の容易に監視できる場所で、有害図書類を一般の図書類と区分する(成人向けコーナーを設ける)
【容易に監視できる例】



条件2

- 有害図書類陳列場所に青少年の購入等を禁ずる旨の表示を行う。
※縦20cm×横60cm以上の大きさ(縦書きでも良い)
※掲示例



条件3 次のいずれかの方法で陳列する。

- ①カーテン等で仕切り、青少年が自由に入り出しきれない場所を設ける。
- ②ビニール包装、ひも掛け等で内容が見えない状態にする。
- ③床面から150cm以上の高さに陳列する。
- ④背表紙のみが見えるよう陳列する。

(注意)表紙や包装箱にひわいな写真や絵が掲載されているものについては、①または④の陳列方法しか認められません。

有害刃物等の指定及び販売等の制限(第17条)

- 刃物やがん具は、構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、有害刃物等として指定されます。
- 刃物やがん具を販売する業者は、指定された有害刃物等を青少年に販売したり配布してはいけません。
【違反すると20万円以下の罰金又は科料】

●ナイフ

刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフ(くだものナイフ、カッターナイフなど家庭用、工作用又は業務用ナイフを除く。)

●両刃ナイフ

鎌を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

●バタフライナイフ

柄が2つに分かれ回転させることにより刃体を出し入れする折りたたみ式ナイフで、刃体の長さが6センチメートルを超えるもの

●ブッシュダガーナイフ、ブッシュダガーナイフ

刃体と柄が不可動的に固定された両刃又は片刃のナイフのうち、その形状がT字形のもの

●クロスボウ

鉄型の弓で、引き金を引くことで矢を発射できるもので、矢を発射した場合に、矢の単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から50cmの距離で0.686J/cm以上のもの

●がん具銃

圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴム等の力を利用して弾丸を発射するもので、弾丸を発射した場合に、弾丸の単位面積当たりのエネルギー値が、銃口直前で0.686J/cm以上のもの

●知事が指定した特殊警棒、スリングショット(強力パチンコ)、がん具手錠、吹矢、投矢



インターネット利用環境の整備(第31条～第31条の5)

【保護者、学校・職場関係者等の責務】

- 青少年が有害情報を閲覧、視聴せないよう努め、有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発、教育に努めなければなりません。



【インターネットを利用できる場を提供する者の責務(インターネットカフェ等)】

- フィルタリングソフトウェアの活用等により、青少年が有害情報を閲覧、視聴せないよう努めなければなりません。

【インターネット端末設備の販売等をする業者やプロバイダ等の責務(携帯電話販売店等)】

- 青少年が有害情報を閲覧、視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければなりません。

説明、書面交付義務

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話のインターネット接続サービスの契約に際して、青少年又はその保護者に対して、次の事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければなりません。

- インターネットの利用により有害情報を閲覧する可能性があること
- フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性及び内容
- インターネットの不適切利用により犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をする恐れがあること
- 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出るには正当な理由が必要であること

フィルタリング及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出書の保存義務

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、フィルタリング及びフィルタリング有効化措置を希望しない契約を行った場合、保護者が提出した申出書(電磁的記録を含む。)を契約終了又は青少年が18歳に達する日までの間、保存しなければなりません。

契約時の流れ

青少年確認

- 契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認

フィルタリング説明

- ①青少年有害情報を閲覧するおそれ②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明

フィルタリング有効化措置

- 契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う。

※青少年インターネット環境整備法による。

有害役務提供営業に関する規制(第19条の2～7)

- 有害役務提供営業を営む者は、青少年を客に接する業務に従事させたり、営業所等に立ち入らせたり、客としてはいけません。
【違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(青少年を客とすることを除く)】

※青少年であることを知らなかつたことを理由に、罪を免れることはできません。

- 何人も、青少年に対して、有害役務提供営業の従業者や客になるよう勧誘したり、宣伝文書を頒布したり、青少年に勧誘等させてはいけません。
【違反すると30万円以下の罰金(青少年に宣伝文書等を頒布することを除く)】

※青少年であることを知らなかつたことを理由に、罪を免れることはできません。

- 有害役務提供営業を営む者には次の義務があります。
 - ・営業所の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示義務、広告宣伝時の青少年の立入禁止明示義務(無店舗型の場合は青少年が客となることを禁止する旨)【違反すると10万円以下の罰金又は科料】
 - ・従業者名簿の備付け義務【違反すると20万円以下の罰金又は科料】

【違反行為をすると、県から措置命令を受けることがあります】
【措置命令に違反すると、県から営業停止命令を受けることがあります】
【営業停止命令に従わない場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

有害役務提供営業

リフレ

見学・撮影

喫茶・ガールズ居酒屋・ガールズバー

- 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業(マッサージ・添い寝等)
- 専ら異性の客に姿勢を見せる役務を提供する営業(覗き見、コスプレ姿等の撮影等)
- 飲食をさせる営業で、専ら異性の客を接客するものであって、水着・制服姿等で接客するもの、「JK」等を店名、広告等に使用するもの



お散歩
専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業(屋外デート、観光案内等)

コミュ
専ら異性の客と会話をし、又は遊興をさせる役務を提供する営業(会話、占い、ゲーム等)